

京都市消防団員服装規程

昭和 6 0 年 1 0 月 8 日

京都市消防局訓令乙第 6 号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防団員の服装等に関する規程の全部を次のように改正する。

京都市消防団員服装規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、京都市消防団員（以下「団員」という。）の服装及び団員に貸与する被服その他の物品（以下「貸与物品」という。）の貸与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(団員の心得)

第 2 条 団員は、常に服装を清潔かつ端正にし、団員としての品位の保持に努めなければならない。

(服装の区分)

第 3 条 団員(京都市消防カラーガード隊員である団員(以下「カラーガード隊員」という。), 機甲分団に属する団員(以下「機甲分団員」という。))及び応急救護分団に属する団員(以下「応急救護分団員」という。))を除く。第 5 条から第 1 1 条までにおいて同じ。)の服装は、次に掲げるとおりとする。

(1) 正装

(2) 常装

(3) 活動服装

2 カラーガード隊員の服装は、次に掲げるとおりとする。

(1) 演技服装

(2) 訓練服装

3 機甲分団員の服装は、勤務先で業務に従事する服装の上に、機甲分団ベストを着用するものとする。

4 応急救護分団員の服装は、応急救護分団服装とする。

5 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する服装は、別表第 1 の 1、別表第 1 の 2 及び別表第 1 の 3 のとおりとする。

(着用期間)

第4条 団員（機甲分団員を除く。）の合冬服及び夏服の着用期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、状況により期間を変更することがある。

- (1) 合冬服 11月1日から翌年4月30日まで
- (2) 夏服 5月1日から10月31日まで

(正装)

第5条 団員は、次の各号に掲げる場合は正装をするものとする。

- (1) 儀式、祭典等に参列する場合
- (2) 前号に掲げる場合に準じる場合で、消防団長（以下「団長」という。）が着用を指示した場合。

(常装)

第6条 団員は、前条又は次条の規定により正装又は活動服装をする場合を除き、常装をするものとする。

(活動服装)

第7条 団員は、次に掲げる場合は活動服装をするものとする。

- (1) 災害現場における業務に従事する場合
- (2) 警防訓練に従事する場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、団長が着用を指示した場合

2 団長は、前項第3号に定める場合において、業務の内容から判断して、支障がないと認めるときは、第4条第2号に規定する夏服の着用期間中に限り、活動服装のうち上衣について、長そでに代えて、半そでを着用させることができる。

(防寒衣の着用)

第8条 団員は、次に掲げる場合に防寒衣を着用することができるものとする。

- (1) 常装又は活動服装で業務に従事する場合
- (2) 服装の斉一を図るため、団長が着用を指示した場合

(ゴム長靴の着用)

第9条 団員は、次に掲げる場合に活動靴に代えてゴム長靴を着用することができるものとする。

- (1) 災害現場（林野火災現場を除く。）における業務に従事する場合
- (2) 警防訓練（林野火災訓練を除く。）に従事する場合

(所属名札の着用)

第10条 団員は、常装で複数の消防団又は分団が集合する場合で、団長が指示したときに所属名札を着用するものとする。

(防火運動章の着用)

第11条 防火運動章は、次に掲げる場合に着用するものとする。

- (1) 防火の運動の期間及び無火災推進日に実施する業務に常装又は活動服装で従事する場合
- (2) その他団長が着用を指示した場合

(服装の特例)

第12条 団員（カラーガード隊員を除く。以下この条において同じ。）は、負傷、疾病その他やむを得ない理由により、この訓令に定める服装によりがたいときは、団長にその旨を届け出て、その承認を得なければならない。

2 団員は、会議その他の業務の内容から必要と認めるとき又は緊急を要する場合で、定められた服装をするいとまがないときは、この訓令の定めによらない服装をすることができる。

3 団長は、カラーガード隊員の業務の内容から判断して、演技服装又は訓練服装によらないことが適当と認めるときは、この訓令の定めによらない服装をさせることができる。

(貸与)

第13条 団員に貸与する貸与物品の品目及び数量は、別表第2の1、別表第2の2、別表第2の3及び別表第2の4のとおりとする。ただし、団長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(保管)

第14条 貸与物品の貸与を受けている団員は、貸与された貸与物品を常に良好な状態で保管するとともに、適正に使用しなければならない。

(再貸与)

第15条 団員は、亡失、き損その他の理由により貸与物品の再貸与を必要とするときは、直ちに団長を経て消防局長（以下「局長」という。）に届け出なければならない。

2 局長は、前項の届出を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該届出に係る貸与物品を再貸与するものとする。

(返納)

第16条 団員は、退職したときは、貸与物品を団長を経て局長に返納しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(施行細目)

第17条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年5月23日京都市消防局訓令乙第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成４年１月３０日京都市消防局訓令乙第７号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成５年１０月１日京都市消防局訓令乙第９号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成７年３月３１日京都市消防局訓令乙第１６号）

この訓令は、平成７年４月１日から施行する。

附 則（平成１２年９月２８日京都市消防局訓令乙第７号） 抄
（施行期日）

１ この訓令は、平成１２年１０月１日から施行する。

附 則（平成１３年８月２日京都市消防局訓令乙第２号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成１５年９月３０日京都市消防局訓令乙第４号）

この訓令は、平成１５年１０月１日から施行する。

附 則（平成１６年３月３１日京都市消防局訓令乙第９号）

この訓令は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年５月１９日京都市消防局訓令乙第３号）

この訓令は、平成１７年５月２０日から施行する。

附 則（平成２２年１月８日京都市消防局訓令乙第８号）

この訓令は、平成２２年１月１０日から施行する。

附 則（平成２２年６月４日京都市消防局訓令乙第２号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成２２年１２月１５日京都市消防局訓令乙第９号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成２３年３月３１日京都市消防局訓令乙第１２号）

この訓令は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年３月３０日京都市消防局訓令乙第７号）

この訓令は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年２月２６日京都市消防局訓令乙第１１号）

この訓令は、平成２８年２月２８日から施行する。

附 則（平成２８年３月３１日京都市消防局訓令乙第１５号）

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年７月１０日京都市消防局訓令乙第２号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成２９年１１月６日京都市消防局訓令乙第５号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1の1（第3条関係）

男性用及び女性用

品 目		正 装		常 装		活 動 服 装	
		合 冬 服 着用期間	夏 服 着用期間	合 冬 服 着用期間	夏 服 着用期間	合 冬 服 着用期間	夏 服 着用期間
帽子	合 冬 帽	○		○			
	夏 帽		○		○		
	活 動 帽					●	●
	保 安 帽			●	●	○	○
	防 火 帽					▲	▲
衣服	合 冬 服	○		○			
	ワ イ シ ャ ツ	○		○			
	ブ ラ ウ ス	○		○			
	夏 服（長袖）		○		○		
	夏 服（半袖）				●		
	活 動 服（長袖）					○	○
	活 動 服（半袖）						●
	防 寒 衣			△	△	△	△
	雨 衣			▲	▲	▲	▲
	防 火 衣					▲	▲
	安 全 ベ ス ト					▲	▲
靴	活 動 靴			▲	▲	○	○
	ゴ ム 長 靴					△	△
	短 靴	○	○	○	○	▲	▲
	防 火 靴					▲	▲
付属品等	ネ ク タ イ	○		○			
	バ ン ド	○	○	○	○		
	階 級 章	○	○	○	○	○	○
	消 防 団 員 手 帳	○	○	○	○	○	○
	白 手 袋	○		▲			
	作 業 用 手 袋			▲	▲	○	○
	消 防 団 長 き 章	○	○	○	○		
	消 防 団 員 き 章	○		○			
	所 属 名 札			△	△		
	帽 雨 覆 い			▲	▲		
	防 火 運 動 章			△	△	△	△

備考1 ○印は、着用品目を示す。

2 ●印は、業務の内容、時期、場所等により、必要と認められた場合又は支障がないと認められた場合に、○印品目に代え着用できる品目を示す。

3 △印は、第8条から第11条までに定めるところにより、着用する品目を示す。

4 ▲印は、業務の内容、天候等により、必要に応じ着用する品目を示す。

5 活動服には、活動用下衣、活動服用バンド、エンブレム及び所属章を含むものとする。

別表第1の2（第3条関係）

カラーガード隊員用

区 分 品 目		演 技 服 装		訓 練 服 装	
		合 冬 服 着用期間	夏 服 着用期間	合 冬 服 着用期間	夏 服 着用期間
演 技 帽		○	○		
衣 服	合冬服（上衣）	○			
	夏 服（上衣）		○		
	ス カ ー ト	○	○		
	訓 練 服			○	
	夏用訓練服				○
	演 技 用 下 衣	○	○		
靴	長 靴	○	○		
	訓 練 靴			○	○
付 属 品 等	手 袋	○	○		
	消 防 団 員 手 帳			▲	▲

備考1 ○印は、着用品目を示す。

2 ▲印は、必要に応じ着用する品目を示す。

別表第 1 の 3（第 3 条関係）

応急救護分団員用

品 目 \ 区 分		応 急 救 護 分 団 服 装
帽 子	活 動 帽	○
	保 安 帽	●
衣 服	応 急 救 護 分 団 被 服	○
	活 動 服 （ 半 そ で ）	●
靴	活 動 靴	▲
付 属 品	階 級 章	○
	消 防 団 員 手 帳	○

備考 1 ○印は，着用品目を示す。

2 ●印は，業務の内容，時期，場所等により，必要と認められた場合又は支障がないと認められた場合に，○印品目に代え着用できる品目を示す。

3 ▲印は，必要に応じて着用する品目を示す。

4 応急救護分団被服には，応急救護分団被服用バンド及びエンブレムを含むものとする。

別表第2の1（第13条関係）

男性用及び女性用

品 目		数 量
帽子	合 冬 帽	1 個
	夏 帽	
	活 動 帽	
	保 安 帽	
衣服	合 冬 服	1 着
	夏 服 (長 袖)	
	夏 服 (半 袖)	
	活 動 服 (長 袖)	
	活 動 服 (半 袖)	2 着
	活 動 用 下 衣 (長 袖)	1 着
	活 動 用 下 衣 (半 袖)	
	防 寒 衣	
	雨 衣	
靴	活 動 靴	1 足
	ゴ ム 長 靴	
付属品等	ネ ク タ イ	1 本
	バ ン ド	
	活 動 服 用 バ ン ド	
	エ ン ブ レ ム	1 個
	所 属 章	
	階 級 章	2 個
	消 防 団 員 手 帳	1 個
	白 手 袋	1 組
	作 業 用 手 袋	
	消 防 団 長 き 章	1 個
	消 防 団 員 き 章	
	所 属 名 札	
	帽 雨 覆 い	
	防 火 運 動 章	

- 備考1 消防団長き章は消防団長の職にある者に対してのみ貸与するものとする。
- 2 合冬帽、合冬服、防寒衣（コート型）、ネクタイ、白手袋及び消防団員き章は、団員として5年以上勤務した者に対してのみ貸与するものとする。
- 3 活動服（長袖）は、団長が特に必要と認めた者に対してのみ2着貸与するものとする。

別表第2の2（第13条関係）

カラーガード隊員用

品目		数 量
演 技 帽		1 個
衣 服	合 冬 服 （ 上 衣 ）	1 着
	夏 服 （ 上 衣 ）	
	ス カ ー ト	
	訓 練 服	
	夏 用 訓 練 服	
	演 技 用 下 衣	
靴	長 靴	1 足
	訓 練 靴	
付 属 品 等	手 袋	1 組
	消 防 団 員 手 帳	1 個

別表2の3（第13条関係）

機甲分団員用

品 目	数 量
機 甲 分 団 ベ ス ト	1 着

別表第2の4（第13条関係）

応急救護分団員用

品目		数	量
帽子	活動帽	1	個
	保安帽		
衣服	応急救護分団被服	1	着
	活動服（半そで）	2	着
靴	活動靴	1	足
付属品	応急救護分団被服用バンド	1	本
	エンブレム	1	個
	階級章		
	消防団員手帳		